

本人尋問の申出書

2015（平成 27）年 7 月 30 日(木)

< 別 紙 1 >

尋問事項（原告本人分）

- 1：被告の「自治会 H B に関する 4/27 門真民報記事」（以下、単に「4/27 民報記事」と略す）を読んだとき、どのような問題点を感じたか、他の議員達からはどのような感想を聞いたか、などについて。
- 2：原告 H P で「自治会問題で『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑！」とか「4/27 門真民報のデマ記事疑惑」（以下、「成果捏造疑惑」と略す）と書いた理由について。
- 3：「5/23 公開質問状」を被告らに出した理由やその時の判断について。
- 4：被告の「5/28 回答」を受け取って考えた事や同回答への評価について。
- 5：本件の「原告の公開質問状－被告からの回答」と 2012（平成 24）年の「原告の公開質問状－被告からの回答」との関連性について
- 6：2014（平成 26）年の 4 月から 8 月にかけて、どういう課題や多忙さを抱えていたか。
- 7：「福田被告ブログ 7/10 記事」や「原告非難と今後一切の回答拒否を打ち出した被告ら議員団の 7/13 見解」（以下、単に「7/13 議員団見解」と略す）を読んで、どう考えたか？それらが名誉毀損に該当すると考える理由など。
- 8：市に「8/28 質問書」を出したり 9 月市議会で自治会 H B 問題や被告らの対応問題を取り上げた目的理由について。またそれで獲得したものは何か？
- 9：被告らに対して 2014（平成 26）年「11/6 共産党への＜説諭と最後通牒＞」を出して「11/13 までに謝罪表明せよ」と求めた理由について。
- 10：2014（平成 26）年の「11/23 門真民報記事」で被告らが「釈明記事」を載せたいきさつやその内容への評価について。
- 11：2014（平成 26）年 12 月議会での福田被告への問責決議で見えた事などについて
- 12：名誉毀損による損害の実感と 2015（平成 27）年 2/23 提訴の関係、および 4 月市議選での損害影響について
- 13：本件と「公職者の説明責任」や「議会の活性化」、「市民に信頼される議会」との関係
- 14：その他、本件に関わる一切の事項

＜別 紙 2＞

尋問事項（被告本人 福田英彦 分）

- 1：門真民報の記事作成・編集・印刷発行・部数などについて
- 2：「自治会ＨＢに関する 4/27 門真民報記事」の作成・検討・文言の意味認識などについて。
- 3：日本共産党門真市委員会と日本共産党門真市議員団および門真民報の関係について
- 4：原告ＨＰでの「成果捏造疑惑」（＝「自治会問題で『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑！」とか「4/27 門真民報のデマ記事疑惑」）という言葉はどう考えたか
- 5：原告の「5/23 質問状」をどう受け止め、どう対応しようと考えたか
- 6：被告「5/28 回答」の文案・検討過程・文言の意味、原告の反応予測などについて
- 7：「5/28 回答」の原告による公表が遅れた事情などについて
- 8：「5/28 回答」を公表した際の原告の見解表明やその後の対応への認識について
- 9：原告ＨＰで新たな見解表明は無いが「成果捏造疑惑」の言葉が消えない事をどう考えたか？
- 10：「原告は新たな見解表明をすべきだ」と考えたか？もしそうなら、なぜそれを求めなかったのか？などについて
- 11：「原告非難と今後一切の回答拒否を打ち出した被告ら議員団の 7/13 見解」（以下、単に「7/13 議員団見解」と略す）を作成し、「7/13 門真民報」に掲載したいきさつや「7/13 議員団見解」の文言内容について。
- 12：7/10 の福田被告ブログ記事が「7/13 門真民報」記事の先取りの内容でなされたいきさつなどについて。
- 13：「7/13 議員団見解」を公表宣伝し、かつ「原告公開質問への今後一切の回答拒否」をすることで、どういうメリットを得るか？また原告への打撃をどう考えたか？
- 14：「議員が公的言動に関する他の議員からの公開質問に回答拒否する事」についての認識について。自民党議員が「共産党議員からの公開質問には一切回答しない」と公言しても容認するか？「議員どうしの切磋琢磨や相互検証」についてどう考えているか？
- 15：過去 2 回、原告からの公務に関する公開質問に理由も示さず無回答したが、何年か後に「公開質問に回答する」姿勢に転じたいきさつについて。
- 16：2014（平成 26）年の市の「9/2 回答」や「9 月議会答弁」についての、当時の認識に

ついて

- 17：この「9月議会答弁」を経て「12月議会での福田被告への問責決議」に至る過程での「釈明」や「問責反対討論」の内容について。また「評価の（違いの）問題だ」という釈明発言の意味について
- 18：「4/10 答弁書」以前は、「自治会HB発行の契機となったのは原告の議会質問だ」という事も、「4/27 民報記事は自治会HBの内容の一部に自分らの質問の成果が反映されているという意味で書いたものだ」という事も全く言わなかったのはなぜか、など。
- 19：原告にとって「2/23 名誉毀損・損害賠償提訴」された事も、その後の裁判の事も、全く報道しないのはなぜか？ 「報道しない事による被告らのメリット」と被告の支持者や一般市民との関係について
- 20：本件訴訟は「門真市議会史上初」の「議員が他の議員によって名誉毀損・損害賠償提訴」された事件であり、全国の議会史上でも珍しい事件であり、重大な事だとは考えないか？ どのように考えているのか？
- 21：「自治会（運営）の民主化・適正化を促す」事について、原告とどのようなスタンスの違いがあるのか？ それは議会質問においてはどのような違いとして現れているのか？
- 22：「地域によって自治会長が毎交代だったり2年交代だったりする事」が、いったい市民にどういう不便を与えるのか？ それによって行政の担当窓口が分からなくなるとしたら、それは基本的には自治団体たる自治会内部の情報伝達の問題ではないか、など。
- 23：亀井被告の2012（平成24）年3月議会での「自治会関係連絡先に関する質問」がなされたすぐ次の6月議会で原告の自治会問題質問がなされ、「自治会HB作成の答弁」が出され、その後原告の度重なる議会質問によって「自治会の民主化・適正化促進を特色とする自治会HB」作成が進められていった事について、どのように受け止めていたか？ またそういう進展に関して、被告が何か関わりを持った証拠はあるか？
- 24：原告による2014（平成26）年「11/6 共産党への＜説諭と最後通牒＞」の内容をどのように受け止めたか？
- 25：2014（平成26）年の「11/23 門真民報記事」で「釈明記事」を載せたいきさつや理由について。
- 25：「被告4/10 答弁書」や「被告6/19 準備書面1」はどのようにして作成されたか、被告ら各人はどのような関わりを持ったか？ またその内容をどのように理解しているかなどについて。
- 26：「2012（平成24）年の原告の公開質問状」とはどのような事件に関するものだったのか？ 亀井被告の消防議会副議長辞任事件や、翌2013（平成25）年12月門真市議会での問責決議事件との関係について。
- 27：その他、本件に関わる一切の事項

< 別 紙 3 >

尋問事項（被告本人 亀井 淳 分）

- 1：門真民報の記事作成・編集・印刷発行・部数などについて
- 2：「自治会ＨＢに関する 4/27 門真民報記事」の作成・検討・文言の意味認識などについて。
- 3：日本共産党門真市委員会と日本共産党門真市議員団および門真民報の関係について
- 4：原告ＨＰでの「成果捏造疑惑」（＝「自治会問題で『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑！」とか「4/27 門真民報のデマ記事疑惑」）という言葉はどう考えたか
- 5：原告の「5/23 質問状」をどう受け止め、どう対応しようと考えたか
- 6：被告「5/28 回答」の文案・検討過程・文言の意味、原告の反応予測などについて
- 7：「5/28 回答」の原告による公表が遅れた事情などについて
- 8：「5/28 回答」を公表した際の原告の見解表明やその後の対応への認識について
- 9：原告ＨＰで新たな見解表明は無いが「成果捏造疑惑」の言葉が消えない事をどう考えたか？
- 10：「原告は新たな見解表明をすべきだ」と考えたか？もしそうなら、なぜそれを求めなかったのか？などについて
- 11：「原告非難と今後一切の回答拒否を打ち出した被告ら議員団の 7/13 見解」（以下、単に「7/13 議員団見解」と略す）を作成し、「7/13 門真民報」に掲載したいきさつや「7/13 議員団見解」の文言内容について。
- 12：7/10 の福田被告ブログ記事が「7/13 門真民報」記事の先取りの内容でなされたいきさつなどについて。
- 13：「7/13 議員団見解」を公表宣伝し、かつ「原告公開質問への今後一切の回答拒否」をすることで、どういうメリットを得るか？また原告への打撃をどう考えたか？
- 14：「議員が公的言動に関する他の議員からの公開質問に回答拒否する事」についての認識について。自民党議員が「共産党議員からの公開質問には一切回答しない」と公言しても容認するか？「議員どうしの切磋琢磨や相互検証」についてどう考えているか？
- 15：過去 2 回、原告からの公務に関する公開質問に理由も示さず無回答したが、何年か後に「公開質問に回答する」姿勢に転じたいきさつについて。
- 16：2014（平成 26）年の市の「9/2 回答」や「9 月議会答弁」についての、当時の認識に

ついて

17：この「9月議会答弁」を経て「12月議会での福田被告への問責決議」に至る過程での「釈明」や「問責反対討論」の内容について。また「評価の（違いの）問題だ」という釈明発言の意味について

18：「4/10 答弁書」以前は、「自治会ＨＢ発行の契機となったのは原告の議会質問だ」という事も、「4/27 民報記事は自治会ＨＢの内容の一部に自分らの質問の成果が反映されているという意味で書いたものだ」という事も全く言わなかったのはなぜか、など。

19：原告にとって「2/23 名誉毀損・損害賠償提訴」された事も、その後の裁判の事も、全く報道しないのはなぜか？ 「報道しない事による被告らのメリット」と被告の支持者や一般市民との関係について

20：本件訴訟は「門真市議会史上初」の「議員が他の議員によって名誉毀損・損害賠償提訴」された事件であり、全国の議会史上でも珍しい事件であり、重大な事だとは考えないか？ どのように考えているのか？

21：「自治会（運営）の民主化・適正化を促す」事について、原告とどのようなスタンスの違いがあるのか？ それは議会質問においてはどのような違いとして現れているのか？

22：「地域によって自治会長が毎交代だったり2年交代だったりする事」が、いったい市民にどういう不便を与えるのか？ それによって行政の担当窓口が分からなくなるとしたら、それは基本的には自治団体たる自治会内部の情報伝達の問題ではないか、など。

23：亀井被告の2012（平成24）年3月議会での「自治会関係連絡先に関する質問」がなされたすぐ次の6月議会で原告の自治会問題質問がなされ、「自治会ＨＢ作成の答弁」が出され、その後原告の度重なる議会質問によって「自治会の民主化・適正化促進を特色とする自治会ＨＢ」作成が進められていった事について、どのように受け止めていたか？ またそういう進展に関して、被告が何か関わりを持った証拠はあるか？

24：原告による2014（平成26）年「11/6 共産党への＜説諭と最後通牒＞」の内容をどのように受け止めたか？

25：2014（平成26）年の「11/23 門真民報記事」で「釈明記事」を載せたいきさつや理由について。

25：「被告4/10 答弁書」や「被告6/19 準備書面1」はどのようにして作成されたか、被告ら各人はどのような関わりを持ったか？ またその内容をどのように理解しているかなどについて。

26：「2012（平成24）年の原告の公開質問状」とはどのような事件に関するものだったのか？ 亀井被告の消防議会副議長辞任事件や、翌2013（平成25）年12月門真市議会での問責決議事件との関係について。

27：その他、本件に関わる一切の事項

＜別 紙 4＞

尋問事項（被告本人 井上まり子 分）

- 1：門真民報の記事作成・編集・印刷発行・部数などについて
- 2：「自治会ＨＢに関する 4/27 門真民報記事」の作成・検討・文言の意味認識などについて。
- 3：日本共産党門真市委員会と日本共産党門真市議員団および門真民報の関係について
- 4：原告ＨＰでの「成果捏造疑惑」（＝「自治会問題で『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑！」とか「4/27 門真民報のデマ記事疑惑」）という言葉はどう考えたか
- 5：原告の「5/23 質問状」をどう受け止め、どう対応しようと考えたか
- 6：被告「5/28 回答」の文案・検討過程・文言の意味、原告の反応予測などについて
- 7：「5/28 回答」の原告による公表が遅れた事情などについて
- 8：「5/28 回答」を公表した際の原告の見解表明やその後の対応への認識について
- 9：原告ＨＰで新たな見解表明は無いが「成果捏造疑惑」の言葉が消えない事をどう考えたか？
- 10：「原告は新たな見解表明をすべきだ」と考えたか？もしそうなら、なぜそれを求めなかったのか？などについて
- 11：「原告非難と今後一切の回答拒否を打ち出した被告ら議員団の 7/13 見解」（以下、単に「7/13 議員団見解」と略す）を作成し、「7/13 門真民報」に掲載したいきさつや「7/13 議員団見解」の文言内容について。
- 12：7/10 の福田被告ブログ記事が「7/13 門真民報」記事の先取りの内容でなされたいきさつなどについて。
- 13：「7/13 議員団見解」を公表宣伝し、かつ「原告公開質問への今後一切の回答拒否」をすることで、どういうメリットを得るか？また原告への打撃をどう考えたか？
- 14：「議員が公的言動に関する他の議員からの公開質問に回答拒否する事」についての認識について。自民党議員が「共産党議員からの公開質問には一切回答しない」と公言しても容認するか？「議員どうしの切磋琢磨や相互検証」についてどう考えているか？
- 15：過去 2 回、原告からの公務に関する公開質問に理由も示さず無回答したが、何年か後に「公開質問に回答する」姿勢に転じたいきさつについて。
- 16：2014（平成 26）年の市の「9/2 回答」や「9 月議会答弁」についての、当時の認識に

ついて

17：この「9月議会答弁」を経て「12月議会での福田被告への問責決議」に至る過程での「釈明」や「問責反対討論」の内容について。また「評価の（違いの）問題だ」という釈明発言の意味について

18：「4/10 答弁書」以前は、「自治会ＨＢ発行の契機となったのは原告の議会質問だ」という事も、「4/27 民報記事は自治会ＨＢの内容の一部に自分らの質問の成果が反映されているという意味で書いたものだ」という事も全く言わなかったのはなぜか、など。

19：原告にとって「2/23 名誉毀損・損害賠償提訴」された事も、その後の裁判の事も、全く報道しないのはなぜか？ 「報道しない事による被告らのメリット」と被告の支持者や一般市民との関係について

20：本件訴訟は「門真市議会史上初」の「議員が他の議員によって名誉毀損・損害賠償提訴」された事件であり、全国の議会史上でも珍しい事件であり、重大な事だとは考えないか？ どのように考えているのか？

21：「自治会（運営）の民主化・適正化を促す」事について、原告とどのようなスタンスの違いがあるのか？ それは議会質問においてはどのような違いとして現れているのか？

22：「地域によって自治会長が毎交代だったり2年交代だったりする事」が、いったい市民にどういう不便を与えるのか？ それによって行政の担当窓口が分からなくなるとしたら、それは基本的には自治団体たる自治会内部の情報伝達の問題ではないか、など。

23：亀井被告の2012（平成24）年3月議会での「自治会関係連絡先に関する質問」がなされたすぐ次の6月議会で原告の自治会問題質問がなされ、「自治会ＨＢ作成の答弁」が出され、その後原告の度重なる議会質問によって「自治会の民主化・適正化促進を特色とする自治会ＨＢ」作成が進められていった事について、どのように受け止めていたか？ またそういう進展に関して、被告が何か関わりを持った証拠はあるか？

24：原告による2014（平成26）年「11/6 共産党への＜説諭と最後通牒＞」の内容をどのように受け止めたか？

25：2014（平成26）年の「11/23 門真民報記事」で「釈明記事」を載せたいきさつや理由について。

25：「被告4/10 答弁書」や「被告6/19 準備書面1」はどのようにして作成されたか、被告ら各人はどのような関わりを持ったか？ またその内容をどのように理解しているかなどについて。

26：「2012（平成24）年の原告の公開質問状」とはどのような事件に関するものだったのか？ 亀井被告の消防議会副議長辞任事件や、翌2013（平成25）年12月門真市議会での問責決議事件との関係について。

27：その他、本件に関わる一切の事項

< 別 紙 5 >

尋問事項（被告本人 豊北裕子 分）

- 1：門真民報の記事作成・編集・印刷発行・部数などについて
- 2：「自治会ＨＢに関する 4/27 門真民報記事」の作成・検討・文言の意味認識などについて。
- 3：日本共産党門真市委員会と日本共産党門真市議員団および門真民報の関係について
- 4：原告ＨＰでの「成果捏造疑惑」（＝「自治会問題で『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑！」とか「4/27 門真民報のデマ記事疑惑」）という言葉はどう考えたか
- 5：原告の「5/23 質問状」をどう受け止め、どう対応しようと考えたか
- 6：被告「5/28 回答」の文案・検討過程・文言の意味、原告の反応予測などについて
- 7：「5/28 回答」の原告による公表が遅れた事情などについて
- 8：「5/28 回答」を公表した際の原告の見解表明やその後の対応への認識について
- 9：原告ＨＰで新たな見解表明は無いが「成果捏造疑惑」の言葉が消えない事をどう考えたか？
- 10：「原告は新たな見解表明をすべきだ」と考えたか？もしそうなら、なぜそれを求めなかったのか？などについて
- 11：「原告非難と今後一切の回答拒否を打ち出した被告ら議員団の 7/13 見解」（以下、単に「7/13 議員団見解」と略す）を作成し、「7/13 門真民報」に掲載したいきさつや「7/13 議員団見解」の文言内容について。
- 12：7/10 の福田被告ブログ記事が「7/13 門真民報」記事の先取りの内容でなされたいきさつなどについて。
- 13：「7/13 議員団見解」を公表宣伝し、かつ「原告公開質問への今後一切の回答拒否」をすることで、どういうメリットを得るか？また原告への打撃をどう考えたか？
- 14：「議員が公的言動に関する他の議員からの公開質問に回答拒否する事」についての認識について。自民党議員が「共産党議員からの公開質問には一切回答しない」と公言しても容認するか？「議員どうしの切磋琢磨や相互検証」についてどう考えているか？
- 15：過去 2 回、原告からの公務に関する公開質問に理由も示さず無回答したが、何年か後に「公開質問に回答する」姿勢に転じたいきさつについて。
- 16：2014（平成 26）年の市の「9/2 回答」や「9 月議会答弁」についての、当時の認識に

ついて

17：この「9月議会答弁」を経て「12月議会での福田被告への問責決議」に至る過程での「釈明」や「問責反対討論」の内容について。また「評価の（違いの）問題だ」という釈明発言の意味について

18：「4/10 答弁書」以前は、「自治会ＨＢ発行の契機となったのは原告の議会質問だ」という事も、「4/27 民報記事は自治会ＨＢの内容の一部に自分らの質問の成果が反映されているという意味で書いたものだ」という事も全く言わなかったのはなぜか、など。

19：原告にとって「2/23 名誉毀損・損害賠償提訴」された事も、その後の裁判の事も、全く報道しないのはなぜか？ 「報道しない事による被告らのメリット」と被告の支持者や一般市民との関係について

20：本件訴訟は「門真市議会史上初」の「議員が他の議員によって名誉毀損・損害賠償提訴」された事件であり、全国の議会史上でも珍しい事件であり、重大な事だとは考えないか？ どのように考えているのか？

21：「自治会（運営）の民主化・適正化を促す」事について、原告とどのようなスタンスの違いがあるのか？ それは議会質問においてはどのような違いとして現れているのか？

22：「地域によって自治会長が毎交代だったり2年交代だったりする事」が、いったい市民にどういう不便を与えるのか？ それによって行政の担当窓口が分からなくなるとしたら、それは基本的には自治団体たる自治会内部の情報伝達の問題ではないか、など。

23：亀井被告の2012（平成24）年3月議会での「自治会関係連絡先に関する質問」がなされたすぐ次の6月議会で原告の自治会問題質問がなされ、「自治会ＨＢ作成の答弁」が出され、その後原告の度重なる議会質問によって「自治会の民主化・適正化促進を特色とする自治会ＨＢ」作成が進められていった事について、どのように受け止めていたか？ またそういう進展に関して、被告が何か関わりを持った証拠はあるか？

24：原告による2014（平成26）年「11/6 共産党への＜説諭と最後通牒＞」の内容をどのように受け止めたか？

25：2014（平成26）年の「11/23 門真民報記事」で「釈明記事」を載せたいきさつや理由について。

25：「被告4/10 答弁書」や「被告6/19 準備書面1」はどのようにして作成されたか、被告ら各人はどのような関わりを持ったか？ またその内容をどのように理解しているかなどについて。

26：「2012（平成24）年の原告の公開質問状」とはどのような事件に関するものだったのか？ 亀井被告の消防議会副議長辞任事件や、翌2013（平成25）年12月門真市議会での問責決議事件との関係について。

27：その他、本件に関わる一切の事項